

承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件に合致する場合に承認する。

- ①当該事業年度における経営努力により生じたもの
- ②法第二十六条第二項第六号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

経営努力認定の考え方

		法人決算	
		収入	支出
効率化係数 対象	標準運営費交付金 12,538百万円		費用
			①標準運営費交付金 による利益
毎年度算定	標準運営費交付金 (重点事業等) 893百万円		費用
			②標準運営費交付金 (重点事業等)による利益
	特定運営費交付金 1,696百万円		費用
			③特定運営費交付金 による利益
	施設費補助金 40百万円		費用
			返還金
	自己収入等		費用
			④自己収入等による利益

利益の処分に 関する書類 (平成 年 月 日)	
	円 円
1 当期末処分利益 当期総利益 前期繰越欠損金	
2 利益処分類	
(1) 積立金	
(2) 地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額 教育研究・組織運営改善積立金(仮称)	

- ①標準運営費交付金による利益
効率化係数により、すでに経営効率化が行われた上で生じた利益であるため、原則として、全額経営努力として認定する。
- ②標準運営費交付金(重点事業等)による利益
標準運営費交付金のうち効率化係数が係らず、毎年度使途に応じて算定される部分から生じた利益については、会計基準に準じ、法人が経営努力によることを立証した場合に、その全額または一部を経営努力として認定する。
- ③特定運営費交付金による利益
使途を特定して交付された特定運営費交付金は、毎年度所要額を算定して交付されるため、目的外に使用することができない。従って、それにより生じた利益についても、他の使途への転用は認められないことから、経営努力として認定されない。
- ④自己収入等による利益
会計基準に準じ、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力として認定する。

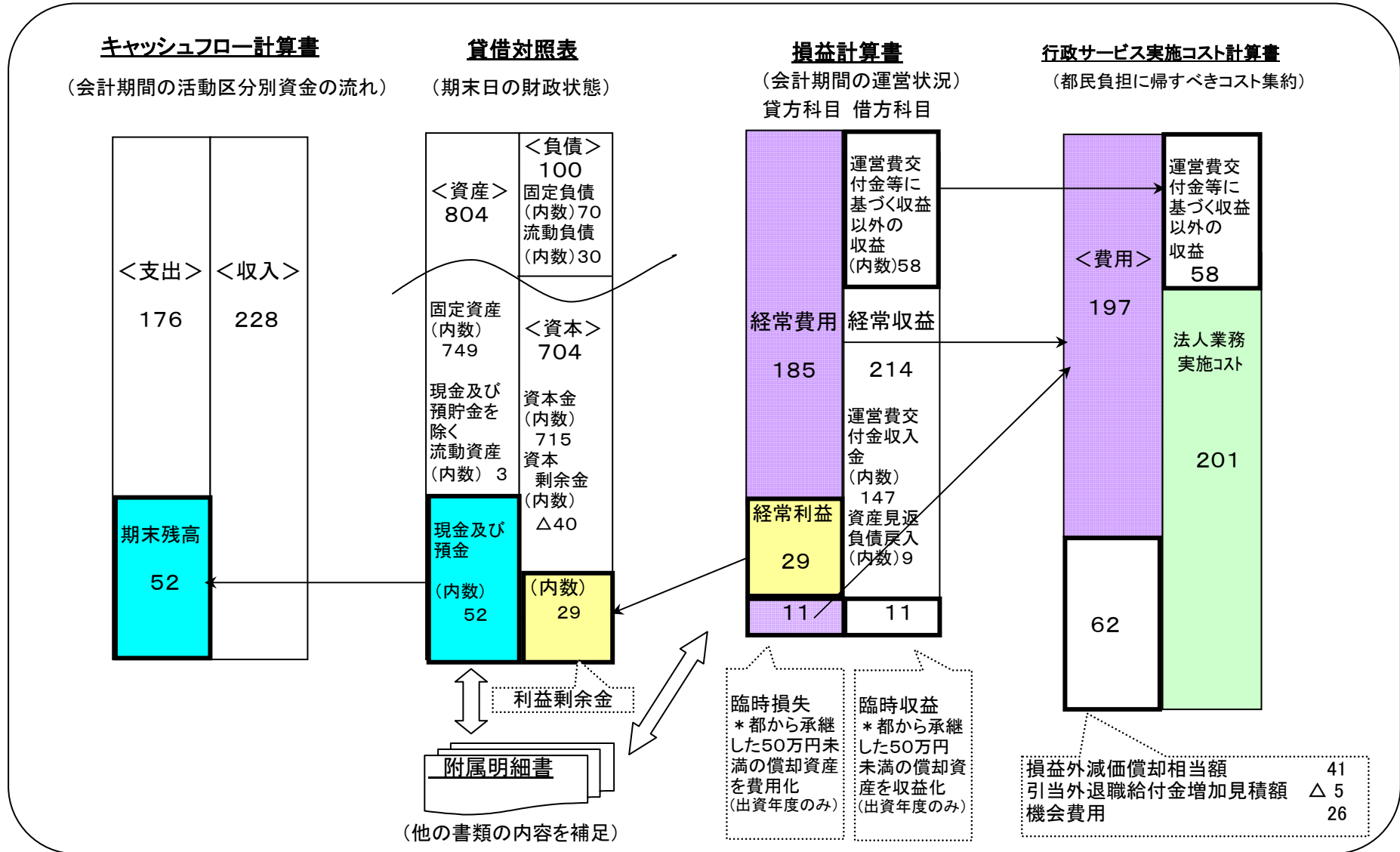
平成17年度 公立大学法人首都大学東京の財務諸表の概要について

1 公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

- (1) 法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成17年度財務諸表等の概要及び相互関連図

(単位:億円)



剰余金の概要及び利益処分案について(素案)

